

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長  
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について (通知)

このことについて、令和 3 年 8 月 31 日付け生食発 0831 第 1 号により、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から、別添のとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配意願います。

なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

- (1) 食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 13 条第 1 項の規定により、次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が改正された。

成分名	用途	備考
カスガマイシン	殺菌剤/抗生物質	農薬
クロルピクリン	殺菌剤/殺虫剤/除草剤	農薬
酢酸トレンボロン	合成ホルモン剤	動物用医薬品
ジブチルヒドロキシトルエン	抗酸化剤	飼料添加物
バリダマイシン	殺菌剤/抗生物質	農薬
フェンプロパトリン	殺虫剤	農薬
プロクロラズ	殺菌剤	農薬
1-メチルシクロプロペン	植物成長調整剤	農薬

- (2) 一部の食品において「不検出」と設定されている酢酸トレンボロンの残留基準値に係る改正に伴い、食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。) 第 1 の A の 7 に規定されていた既存の  $\alpha$ -トレンボロン及び  $\beta$ -トレンボロン試験法が削除され、同一内容の試験法が規格基準告示第 1 の A の 6 に、酢酸トレンボロン試験法として定められた。

2 適用期日

- (1) 残留基準値の適用

告示の日から適用される。ただし、別添通知中に記載の残留基準値のうち、基準値を引き下げる品目及び農産物で試験に供する検体が改正されたものについては、告示の日から起算して 1 年を経過した日から適用される。

- (2) 試験法の適用

告示の日から適用される。ただし、 $\alpha$ -トレンボロン及び  $\beta$ -トレンボロン試験法に

については、告示の日から1年以内に限り、なお従前の例によることができる。

### 3 運用上の注意

別添通知の別紙において、残留基準値の欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係 （課長）吉田 徹也 （担当）小池 允雅 電 話 026-235-7155(直通) F A X 026-232-7288 E -mail shokusei@pref.nagano.lg.jp
--